

盛土規制法みなし許可（宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第2項）申請書類一覧表

必要書類		記載すべき事項及び証する書類
1	宅地造成及び特定盛土等に関する工事の概要（市様式第3号の2）	申請者、工事の概要等を記載
2	構造計算書	擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合）
3	地盤、崖面及び溪流等における盛土の安定計算書	土質試験等に基づく地盤の安定計算書、土質試験等に基づく地盤の安定計算書（溪流等において、高さ15mを超える盛土をする場合又は崖面を擁壁で覆わない場合）
4	設計者の資格証明書	以下のいずれかを添付すること。（高さが5mを超える擁壁の設置又は盛土・切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置の場合） ・実務経験証明書＋卒業証明書、大学院に1年以上在学したことの証明書又は宅地造成技術講習会修了証書 ・資格証明書（技術士又は一級建築士）
5	現況写真	盛土・切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真
6	排水施設の設計に係る書類	排水計算書、排水端末の接続許可を証する書類
7	位置図（都市計画図、カラー）	方位、道路及び目標となる地物を記載
8	地形図	方位、土地の境界線を記載 ・等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
9	土地の平面図（1/1,000程度）	方位、土地の境界線、盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止 ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置を記載 ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、申請書と照合できるように番号を付すること
10	土地の断面図（1/1,000程度）	盛土又は切土をする前後の地盤面 ・高低差の著しい箇所について作成すること
11	排水施設の平面図（1/500程度）	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称を記載 ・汚水、雨水を区別すること ・流量計算書及び流域図を添付すること
12	崖の断面図（1/50程度）	崖の高さ及び勾配、土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面、崖面の保護の方法を記載 ・擁壁で覆われる崖面は、土質に関する事項は示すことを要しない
13	擁壁の断面図（1/50程度）	擁壁の寸法、勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、基礎ぐいの位置、材料及び寸法を記載 ・コンクリート擁壁の場合は、構造計算書を添付すること。
14	擁壁の背面図（1/50程度）	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径、透水層の位置及び寸法を記載
15	崖面崩壊防止施設の断面図（1/50程度）	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、透水層の位置及び寸法を記載
16	崖面崩壊防止施設の背面図（1/50程度）	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径、透水層の位置及び寸法を記載 ・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること
17	擁壁展開図	基礎の寸法、擁壁の位置及び寸法を記載
18	求積図	許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積

（備考）1 本表に掲げる書類の基準・内容等は茨城県の「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請等の手引」を参照すること。

2 開発行為許可申請書一覧表に掲げる書類に、上記書類の内容を含む場合は省略可。